

市議会だより 安芸

第76号

平成30年 3月 1日発行

編集

議会広報特別委員会

発行

安芸市議会

平成29年安芸市議会第4回定例会



安芸タートルマラソン全国大会
安芸市観光特使 掛布雅之さん挨拶

【 目 次 】

常任委員会審査報告	P 2
一般質問	P 3～P 12
議案等の審議結果	P 13～P 15
議員の出席状況	P 15～P 16
行政視察報告	P 17
3月定例会会期日程（予定）	P 18
議会日誌	P 18
編集後記	P 18

〔議会日程〕
12月定例会（第4回定例会）
7日 開会、議案上程、
提案理由説明

11日 質疑、委員会付託
12日 総務文教委員会
13日 産業厚生委員会
18日 一般質問
19日 一般質問
20日 一般質問
21日 委員長報告、質疑、
討論、採決、閉会

平成 29 年安芸市議会第 4 回定例会は、12 月 7 日から 21 日まで開催され、条例の改正、補正予算など 36 件の議案等を審議いたしました。また、一般質問は、18 日、19 日、20 日の 3 日間に 8 人の議員から市政全般について質問がありました。

委員会審査及び一般質問の主な内容は、次のとおりです。

常任委員会審査報告

総務文教委員会

議案第 95 号

高知市及び安芸市における
れんけいこうち広域都市圏
形成に係る連携協約の締結
に関する協議について

高知市を中心に広域都市
圏を形成し、人口減少・少子
高齢化の克服に向け、圏域
の強みや特色を生かした取
組を進めるための連携協約
を高知市と協議して締結す
るため、議決を求めるもの。
〔賛成全員で可決〕

議案第 96 号

安芸市津波避難タワー条例
の一部を改正する条例

津波避難タワー 9 号及び
10 号を設置するもの。
〔賛成全員で可決〕

議案第 97 号

安芸市職員の育児休業等
に関する条例の一部を改正
する条例

非常勤職員の育児休業期

間について、特に必要と認
められる場合に延長できる
ようにするもの。
〔賛成全員で可決〕

議案第 98 号

安芸市一般職の職員の給与
に関する条例及び安芸市企
業職員の給与の種類及び基
準に関する条例の一部を改
正する条例

人事院勧告の趣旨に沿っ
て、一般職の職員の給料月
額及び勤勉手当の支給率の
改定等の改正をするもの。
〔賛成多数で可決〕

問 人事院はどのような規
模の企業を調査したのか。

答 1 万 2 4 0 0 事業所 53
万人の給与実態調査を行っ
ており、そのうち 6 割が 5
0 0 人未満の事業所である。

反対討論

職員給料が安芸市のほ
かの職業より低いとは思わ
ない。十分に恵まれた給与
体系・業務環境にあるので
給料を上げる理由がない。

〔賛成多数で可決〕

議案第 99 号

安芸市体育館条例の一部を
改正する条例

議案第 100 号

安芸市武道館条例の一部を
改正する条例

施設管理の効率化や民間
のノウハウを活用した市民
サービスの向上等のため、
指定管理者による管理がで
きるようにするもの。

問 利用料金制とした場合、
利用料は議会の議決なしに
上げることができるのか。

答 条例に定める額の範囲
内で指定管理者が市長の承
認を得て定めることになる。

反対討論

本来行政がすべきことを
民間に任せるとはではなく、
行政がスポーツ振興に役立
つ運営をすべきである。

〔賛成多数で可決〕

議案第 101 号

和解及び損害賠償の額の決
定に関する件

元気バス車内での乗客転
倒事故に伴う和解及び損害
賠償の額を定めるもの。

〔賛成全員で可決〕

産業厚生委員会

議案第 102 号

町字区域の変更の件

赤野地区の地籍調査によ
り、一部で字が離れていた
り、ほかの字へ入り込んだ
状態になっていることが判
明したため、これらの字の
区域を変更するもの。
〔賛成全員で可決〕

おことわり

一般質問の編集に当たり
ましては、1 ページ枠（文
字と写真・イラスト併用可）
及び、2 ページ枠（質問・
答弁をそれぞれ 1 5 0 0 文
字以内の文字のみですが、
質問、答弁がそれぞれ 1 5
0 0 文字に足りない場合に
は空白が生じます。）を各議
員の選択にて行っています。
一般質問、常任委員会審
査報告、視察報告等の文体
は、「くである。」調で表記
しています。

一般質問

山下 裕
(新政の風)

1 庁舎移転について

問 4年間費やした新庁舎建設検討委員会の答申になかった2候補地を、専門家や市民の民意を酌むことがなく発表された。この決定は検討委員会に諮ったのか、市長の独断なのか伺う。

答 横山市長

いかなる災害でも市役所が機能することが必要不可欠であるとの検討委員会の答申を踏まえ、また、市民意見募集の結果を受けて候補地を決定した。

問 25年度～28年度迄の検討委員会と有識者の報酬と旅費はいくら支払われているか。

答 大城財産管理課長

報償費は、25年度14万2000円、26年度33万1000円、28年度48万円。旅費は、26年度14万60円、28年度23万2965円。

問 11月27日に集計された市民意見書は何通あり、賛成反対は何通だったか伺う。

答 大城財産管理課長

書面では1332件、ほとんど署名形式だが反対意見が1324件であった。ただ、同じページのコピーなど重複があり、件数は十分確認が取れていない。

問 現敷地で、盛土、ピロティ工法、盛土の上に柱で建設する設計が考えられる。その3種類のイメージ図の作成を要望する。

答 大城財産管理課長

現地で建設可能なものについて、先の議会、12月4日の連合審査会でも写真、設計図等を示して説明済である。

問 市長は2回にわたり提出された、移転反対署名2

594人の市民の思いをどう受け止めているのか伺う。

答 横山市長

真摯に受け止めている。役所がすぐに機能しなかったことで復旧、復興に大きな遅れを生じた東北では、被災後の関連死も多く生み出した。その教訓から、市民の命を守る選択をしたところである。引き続き、このような庁舎のあり方も含め、市民の理解を得るよう努めなければならないと考えている。

問 市長が出した候補地はこれまでの安芸市づくり、街づくりに逆行する危機感を強く感じる。市職員OBの方々より反発の声が大変多く聞かれる。市長はどのような構想を持っているか。

答 横山市長

仮に庁舎が移転しても中心市街地は変わらず跡地活用で、にぎわいをつくり出したい。行政中心ではなく、商店街も含め検討したい。

問 最小の経費で最大の効

果というならば、西庁舎を残して建設すれば2000㎡の敷地で良い。建築費は9億2000万円の計算になり、30億円もかかなくて良いが、伺う。

答 大城財産管理課長

想定床面積が過大でないかという質問趣旨と思うが、現時点では総務省の基準に基づいて算定している。

問 案1・案2はインフラ整備の設備投資金額が提示されていないという事か。

答 大城財産管理課長

連絡橋、立体駐車場など既に含んでいる。

問 案2の候補地は裏山がある。東北の津波被災地では、裏山の高台に避難していた方々が想定外の波のせり上がりにより全員亡くなられている。その計算はされているのか。

答 五百蔵危機管理課長

高知県策定の津波浸水予測図は、山や谷などの地形により浸水深が変化することとは考慮されている。

問 施設整備基金としての積立金が22億6000万円あるが、庁舎建設は50年に一度の大事業である。基金の有効活用が必要と思うが。

答 野川企画調整課長

現在のシミュレーションでも、一定の基金の活用を想定している。新庁舎建設に基金を使えば、その分、今後の施設整備に充当できなくなる。補助金や有利な起債が適用になる場合は、できる限り活用し、市の将来負担の軽減に努めたい。

2 防災対策について

問 市民の命を守り住民の財産の保護など、確実に津波から街を防衛する対策は防潮堤の設置だと思う。

真っ先に海岸、河川へ堤防設置をするべきだが伺う。

答 五百蔵危機管理課長

安芸川、伊尾木川河口周辺地域の津波対策は重要で、継続的に県政へ要望を行っている。県は河口周辺地域対策に係る河川整備計画策定を進めている。

一般質問

宇田卓志
(立志会)

1 政党機関紙の庁舎内配布について

問 庁舎内での印刷物等の配布制限について「安芸市条例に規約がないか」の質問に対し「規定は無い」と答えているが、無いのか。

答 大城財産管理課長

お尋ねの規定はない。議員の質問趣旨は、政党機関紙を定期購読している職員がおり、それが庁舎内で配布されている、許されるのかということであった。指摘された行為は、特定の職員との契約による新聞、書籍の配達等と同様であると安芸市では判断している。

問 安芸市庁舎管理規則の第11条を朗読願う。

答 大城財産管理課長

庁舎管理者の許可を受けなければならない行為として第1号では、物品の販売、頒布、宣伝、勧誘その他これらに類することとある。

問 庁舎管理責任者は誰で、その許可を与えているか。

答 大城財産管理課長

財産管理課長が責任者で、お尋ねの政党機関紙の配達に関しては許可していない。

問 大城課長、幹部職員としての自覚が足りない。

一部の政党や会派とのなれ合い、優先行為は、政治的中立性を欠き、公平公正な市政運営に支障をきたす市長の見解を伺う。

答 横山市長

課長答弁のとおりであるが、政党関係の新聞の事で市民の誤解を受けることは避けなければならない。

2 安芸市役所移転建設について

問 候補地1について都市

計画区域での建築規制で、接続道路についてどの様に対処するつもりか。

答 大城財産管理課長

設計の中で建設が実現出来るよう調整をしていく。

問 11月13日の臨時議会での、議案第93号の議案説明はどの様にしたか。

答 小松副市長

92号、93号とも施設の老朽化による廃止で、10月末に庁舎移転の候補地となつたことからこのタイミングで提案した。

問 それは私たち議員を偽る説明で、候補地1の「障害になる施設排除」の為ではないか伺う。

答 小松副市長

廃止に必要な資料は議案説明書で提出した。

問 都合の悪い事を隠した嘘の提案理由で採決可決したことに間違いはないか。

答 小松副市長

廃止案件に対して正当な説明をした。

問 嘘の理由での提案議案は議員をだます詐欺行為で、議会軽視もはなはだしいが、真実を丁寧に説明すべきだとの反省は無いのか伺う。

答 小松副市長

うそは一切言っていない。

問 候補地2について予定敷地上に建築物があるが、臨時議会議案92号の議案説明をどの様にしたか。

答 小松副市長

桜ヶ丘教育センターは、昭和55年に設置し、学習活動や集会等で利用されてきたが、設置後35年が経過し、建物の老朽化が著しく、施設が利用されなくなったことなどから、行政財産としての用途を廃止する。

問 「新庁舎を建てるから」とは説明されてなく、嘘の理由で提案され採決も無効である。ごまかずに提案説明すべきであったとの反省は無いのか。

答 小松副市長

欺いたということはない。きれいに説明していると理

解している。

問 市役所移転理由で「いかなる災害時にも機能を維持する」とあるが、どのような災害を想定しているのか。

答 横山市長

台風のみならず南海地震の津波等を含めてである。

問 最大クラスの地震がいつ来ると想定しているのか。

答 五百蔵危機管理課長

平成25年5月の内閣府中防災会議の報告によると、地震の発生時期等を確度高く予測すること、発生する地震の領域や規模を予測することは困難とされている。

問 気象庁によると、南海地震の「発生時期や規模を予測することは困難」とある、30年以内に70%確率の津波の規模を伺う。

答 五百蔵危機管理課長

南海トラフ地震で予測されるレベル1、レベル2、どちらが来るかわからない。

東北では869年貞観大

地震、その後1142年後に東日本大震災が発生した。南海大地震は、312年前の1707年宝永大地震が発生している。

確率的に言えば、市長の想定している1000年単位で来る南海巨大地震の発生は600年後となる。

問 候補地説明会の出席者数について、井ノ口公民館出席4人とある、私は2人と聞いているが、違うか。

答 大城財産管理課長
記者と、市議員、もいたので全て合わせると4人。

問 11月広報での候補地に関する応募意見1332件の、集約と分析結果を伺う。

答 大城財産管理課長
現在地を推すものが1324、桜ヶ丘が4、西浜が2、その他2である。

問 1332件中1324件、99・39%が現地建設を望んでいるが、市長はこの結果をどの様に政策に生かすつもりか。

答 横山市長

各地区の説明会での状況と、募集意見とは結構ギャップがある。

署名された何人かに伺うと、現在地、西浜、桜ヶ丘どこがえいかと尋ねられたそう。災害で役所がすぐに機能しなかったことで復旧復興に大きな遅れを生じた東北では、災害関連死も多く生み、人口減少に拍車がかかった。こういったことが市民の方に理解されていないかったのかも知れない。

問 安芸市での土地区画整理事業について、減歩、減歩率とはどのようなものか。

答 大城財産管理課長
広い道路とか公共用地をねん出するために皆様の土地を元より面積が減少する形で区画整理するが、その割合をいう。

問 土地区画整理事業により新設された道路、公園など公共施設用地は減歩（土地の寄付）により生み出され、36年かけて施行された。

要した費用を伺う。

答 大城財産管理課長
24億1700万円である。

問 新庁舎候補地の西浜および桜ヶ丘町周辺は都市基盤や公共施設の整備が計画に行われた場所ではなく、土地区画整理事業を行った地域ではないという事か。

答 大城財産管理課長
土地区画整理事業は実施していない。

問 市長が提案している候補地案1及び2の周辺整備費用は幾らかかるか。

答 横山市長
周辺整備にいくら事業費がかかるかで詰めておらず、試算はしていない。

問 新庁舎建設に関し、市民投票や住民投票の様な方法で、市民全体の意見を集約することが大切だと思うが、市長の考えを伺う。

答 横山市長
現時点では、住民投票ということは考えていない。

問 副市長の「市役所移転に反対の議員は辞めてもらう」発言の真意を伺う。

答 小松副市長
私の議会解散の認識が間違っていた。通常できない行為である。

問 議会解散をちらつかせて反対議員を脅す行為は卑怯でフェアでない。原点到ち返り市民意見を最大限聞き、公正公平な市政の執行を約束していただきたい。

答 横山市長
私の口から言ったことはないし、議会を解散できるとは思っていない。市民の声を最大限に聞いていく。

3 中学校の移転統合問題について

問 用地取得を行っているが、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」に抵触してはいないか。

答 藤田学校教育課長
土地売買に関する契約書には、農地法5条による許

可及び安芸市議会の議決を得られたときに効力を発する旨を明記している。

一般質問

藤田 伸也
(新政の風)1 安芸市の公共施設
及び観光地及び公
園施設へのWi-Fi
整備について

問 昨年3月議会にて質問した、国の「Wi-Fi環境の整備促進事業」の補助金を使って、安芸市の避難所や各集会場・公園各所、観光案内所、公共施設などにWi-Fi環境を整備して欲しいとの要望して、前向きに検討する、という返事以降の動向をお伺いする。

答 五百蔵危機管理課長

Wi-Fiの基幹通信網である光回線の幹線が津波浸水区域にあり、津波により寸断・流出し、機能しない可能性が高く、防災面での活用には課題が生じているた

め、市のWi-Fi整備は、まず観光面での整備を進めることとしている。

2 若者住宅建設について

問 安芸市において人口減少が問題とされている。前議会で、安芸市に若者向け住宅建設案として、西浜の元火葬場予定地に若者住宅が出来ないか、という問いに対して、立地条件が合わなかった、という返答があ

った。その後、新庁舎候補地として西浜元火葬場候補地に新庁舎建設イメージ案が市民に提示された。新庁舎は出来て、なぜ若者向け住宅が出来ないのか疑問である。安芸市に若い世代が生活を営むことは、町の活性化になり人口減少を止める対策に繋がるのではないかと思う。以前より他議員も若者住宅建設を要望・提案しているのに何故対策しないのか問う。

答 小松副市長

若者向けの住宅について

は、西浜地区において、建設の可能性について、検討してきたが、庁舎の候補地になったことなどから見合わせた。地方創生の観点からも推進していかなければならない課題であると考えている。今後は、既存施設の有効利用や民間の賃貸住宅への支援などを含め、総合的に検討していきたい。

3 新庁舎移転について

問 反対の立場から質問させて頂く。移転先についての議論・説明はこれまでにもされてきた。私が一番懸念し問題視するのは、跡地対策について何一つ議論されていない事である。移転場所・移転先も本当に重要な事だが、移転場所だけがずっと議論され続けている状況で、我々市民は「移転後、安芸市はどうなるのか・どうなっていくのか？」を、議論もされないことが、不安であり不満だから、異議を唱えているのである。

このまま移転だけの議論で事が運べば、近隣で飲食店など商いを営んでいる者は町の形態や人の流れが変わることで商売の衰退化が進み死活問題である。「災害が来る前に店が潰れる」という声も聞かれている。ずっと問い続けてきた跡地対策について改めて、行政の考えを問う。

答 横山市長

跡地対策については、本町商店街から提言もいただいている。ぜひ実現したく、前向きに取り組みたい。

問 本町青年部より提言している安芸市の経済対策案についてである。この対策案は安芸市の主要職業（農業・漁業・旅館業・飲食店業等）が潤う提案であり、一部の企業のみが潤う対策でない素晴らしい提案であると考えてる。

更に安芸市だけでなく東部地域広域に渡る経済効果も見込め、欲を言えば高知県下にとっても素晴らしい経済効果をもたらす提案だ

と感じる。その跡地対策案に対して、市長の返答として、前向きに取り組んでいく、という返答だが、庁舎移転問題はこれからの安芸市がどうなるのか・どうなっていくのか？の未来の方向性がかかる重大な問題であるという考えから、商店街青年部の跡地に対する取組む姿勢・決意として、再度お聞きする。この提言案を市長として、不退転の覚悟を持って取り組んでいく、決意があるのか問う。

答 横山市長

庁舎の移転も含めて、安芸市の将来を左右するものと考えてる。将来を見据えた幅広い視点から不退転の覚悟で臨みたい。

一般質問

小松進也
(こころざし自由の会)

1 保育所の環境充実

問 開所間も無いおひさま保育所で、保護者ニーズに答えて、平日の11時間保育が始まる。これは市が保育サービスへの理解があつての事だと感じている。

事業の効果と期待を伺う。

答 山崎福祉事務所長

保護者が保育所を選ぶときの選択肢が増えたこと。11時間保育の実施に合わせ、勤務時間を延ばした保護者もあり、就労の選択肢が広がったと考えている。

問 国も一部制限はあるが、保育・幼児教育や高等学校及び高等教育の無償化を進め、経済的な優遇処置であるが、これまで以上に各自

自治での人口減少対策が過熱競争になる懸念がある。

市長の考えを問う。

また、自営業や小規模企業が多い本市に土曜日の11時間保育の実施を願う。

答 横山市長

国の政策は、少子化に立ち向かう地方の自治体にとって追い風になる。動向を注視し、本市の実情に合った新たな施策も検討したい。

答 山崎福祉事務所長

現在、民間の矢ノ丸保育園で実施。公立保育所では、検討事項も多いが、一定のニーズもあるので、平日の11時間保育の円滑な運営とあわせて、取り組んでいく。

2 新庁舎建設候補地

問 南海トラフ地震による津波想定レベル1とレベル2の被害想定を問う。

答 五百蔵危機管理課長

レベル1では、人的被害は死者220人、負傷者490人、建物被害は全壊1300棟、半壊3200棟、1日後の避難者数は500

0人の想定である。

レベル2の人的被害は死者1800人、負傷者1800人、建物被害は全壊9700棟、半壊3900棟、1日後の避難者数は1万7000人の想定である。

問 熊本地震で起きたような震度6や7が繰り返された地震は想定しているのか。

答 五百蔵危機管理課長

本震後大きな揺れが発生することも想定する必要がある。各行動計画の見直しを進めたいと考えている。

問 津波警報の解除は何日を想定しているのか。

答 五百蔵危機管理課長

津波の終息時間を気象庁に聞くと、地震の規模や震源、深さなどにより変わるため、特定することはできないとのことであった。

問 東日本大震災では津波注意報解除まで、約40時間30分と聞けが、その時間は避難している場所から支援や救出行動が出来ないのか。

答 五百蔵危機管理課長

各場所の状況もあるが、警報が解除されない状況での判断は難しいと考える。

問 緊防債使用の有無での事業市債や返済予定を問う。

答 野川企画調整課長

総事業費を26億300万円と仮定し試算すると、緊防債を充当した場合、利子を含め、その70パーセントに相当する14億3000万円が交付税で措置される。返済額は、償還期間の17年償還で試算すると年間3600万円となり、緊防債を活用しない場合は年間1億2000万円の償還となる。

問 約127億の借金があり緊防債なしで、基金等の一般財源を使用した場合に市民サービスの低下や税負担等のシワ寄せが懸念されているが考えを問う。

答 野川企画調整課長

必要な市民サービスは、実施しなければならぬが、今後の施設整備や建設事業等への影響が懸念される。

問 平成32年までの有利な緊防債を使い、津波浸水地域の消防屯所を早期移転建築ができないのか。

答 松本消防長

平成29年度は、緊防債を使い伊尾木分団下山班屯所を高台へ移転中である。屯所は過疎債も使えるので、緊防債の期限にこだわらず整備計画を立てている。

東北の被災地では、庁舎が被災を免れた自治体ほど多くの命が助かり復興が早く進んでいる。

被災前過疎にならない事前復興と子ども達の財政負担を考え、南海トラフ地震が来れば嫌でも、お互いが助け合い不便な中で助け合って生きなくてはならぬ。考え方の違いはあるがお互いの考えを補え合える事がないと自然の猛威の前では無力の我々が、命を繋げられるのか。

最後に、子ども達に胸を張って、安芸市に住んで下さいとバトンを渡せるのでしょうか。

一般質問

山下正浩
(立志会)

1 住民監査請求に対する、監査委員の審査基準及び判断

問 ① 地方自治法第242

条第1項の条文を伺う。私はこの規定に基づいて監査請求を行ったものである。あなたは請求人である私に対して「監査結果（通知）」については、余りにも事実関係の誤認と呆れる程の法令無知の判断をしており伺って行く。②監査結果（通知）に記載の1. 事実関係5頁8行目から9行目の読み上げを願う。③この様な大事な事を、法令を遵守せず推測で判断をしたのか、又出来るのか伺う。④入居に際して「請書」の提出はさせなくても構わないと規

定されているのか伺う。⑤「請書」の提出が無ければ連帯保証人の設定は無かつても構わないのか伺う。⑥承継時に新たな連帯保証人を設定していなければ承継の承認はされていない筈であるが伺う。⑦5頁2、判断①の全文の読み上げを願う。ふざけた事を言ったらイカンですよ。監査委員のこの見解は、市の抱える全ての債権に於て、連帯保証人に支払い能力が無ければ債権が回収出来なくても仕方ないという事になるが伺う。⑧監査委員の見解からすれば、連帯保証人の能力の見極めは不要であり、必要ないという事になるが伺う。⑨私が異議申し立てを何時したのか伺う。⑩自治法第196条第1項の前段の条文を伺う。⑪監査委員の2人が「人格が高潔である」事は認める。然し監査結果（通知）の記載内容、議会答弁の態度にしても、あなたが財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有した者

には、大いに疑念を抱いておる。適格者であると自分自身思われているのか伺う。だったら重責のある監査委員を引き受けるべきではない。市民は堪ったものではない。⑫民法第446条第1項の条文を伺う。⑬市営住宅管理条例第5条第1項第5号の条文を伺う。保証人の責任については民法に於て、条例では「確実な保証人がある事」と明確に規定されているではないか。これらの規定は単なる飾りなのか。⑭この条例規定は何の様な意味のものか伺う。⑮市営住宅管理条例第9条第1項第1号の条文を伺う。⑯だったら管理条例第9条第1項第1号及び第5条第1項第5号は、何の為に規定をしておるのか伺う。だから確実な連帯保証人を付けなくてはイカンのである。それでも監査委員なのか。⑰だとすれば条例に抵触しており違法であろう伺う。⑱5頁2・判断②の1行目から6頁の5行目迄の読み上げを願う。⑲本件債

権が回収不能となった最大の原因は、執行部の法令無知・公務員倫理の欠如・我々議会と監査委員のチェック機能の欠落により、損害を被ったものであると認識しておるが見解を伺う。⑳本件では条例を遵守せず、数々の違法を行っておるが、これが何故「故意に近い重大な過失」にならないのか伺う。㉑だとすると一体何の様な事が「故意に近い重大な過失」と認定するのか伺う。㉒国家賠償法第1条第1項の条文を伺う。㉓この条文は「他人に損害を加えた時」であるが、私の監査請求は、他人に損害を加えたものか伺う。㉔職員が違法もしくは不当に市に損害を被らせておるので、職員に対して市に損害金を賠償する様に、市長に勧告せよとした監査請求じゃないのか伺う。㉕今回私は住民監査請求に於て、他人の誰に損害を加えたものとしておるのか伺う。㉖監査委員、議会に於て議員には質問する権利が与えられ、執

行部には答弁する義務が発生する。答弁をしないのであれば議会に何をしに来ているのか伺う。㉗答弁をしないのは答弁不能か、答弁放棄か、答弁拒否か伺う。監査委員、答弁も出来ない様な、的外れの監査結果（通知）等を出すものではない。

答 小川監査委員事務局長

①「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長（略）について、違法若しくは不当な公金の支出（略）契約の締結（略）があると認めるとき、又は違法若しくは不当に（略）財産の管理を怠る事実があると認めるときは、（略）監査を求め、（略）当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」

②「継承時に請書の提出を受けていないため、連帯保証人に請求することもできなかった」

⑦「請求人の主張するように連帯保証人を設定し、滞納の場合には連帯保証人に請求するなど、適正な債権回収手続を行っていたとしても債権が確実に回収できたとは言えず、債権回収手続における事務執行の不手際が直接原因であるとは言えない。」

⑧この、監査結果に対するご質問は、異議の申立てと解釈される。

⑨「監査委員は、(略)人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた見識を有する者。」

⑩「保証人は、主たる債務者がその債務を履行しないときに、その履行をする責任を負う。」

⑪「市営住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならぬ。」とあり、5号には、「確実な保証人があること」

⑫主たる債務者が債務履行をしない場合に、保証人に債務履行を求める。

⑬「市営住宅の入居を許可された者は、市内に居住し、かつ、入居を許可された者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める保証人の連署する請書を提出すること。」

⑭主たる債務者の履行ができないときに、保証人に請求し、債権回収するため。

⑮監査結果通知の市長に対する要望の中で、法令に基づき適正に行われているとは認めがたいものがあつたと指摘している。

⑯(要約) 国家賠償法第1条第2項では、公務員に故意、又は重大な過失があつたときは、公共団体は、その公務員に対して求償権を有すると規定されている。事務手続の不手際で債権放棄に至つたとしても、ほとんど故意に近い重大な過失とは言えない。

⑰「(略)公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。」

答 高橋代表監査委員

③限られた期間の中で、2人の委員がそのときの力量で精いっぱい判断をして通知したものであり、個々には、お答えしかねる。

④限られた事実で判断しているの、ないものがあるとかいうようなことではない。

⑤(イ)監査結果に対する異議申し立てについては、受理しなくてもよいという行政実例があり、お答えできない。

⑥私、個人としてはそんなに思っていない。

⑦監査結果通知の「判断」、「市長に対する要望」に記載している。

⑧「判断」で文書に書いてあるとおりで、それ以上お答えできない。

⑨ 答弁なし

⑩ 答弁なし

⑪ (ロ) 答弁なし

⑫ 答弁なし

⑬ 答弁なし

⑭ 答弁なし

⑮ 答弁なし

⑯ 答弁なし
⑰ 答弁なし

一般質問

川島 憲彦
(日本共産党)

1 地震・津波対策について

問 家屋の耐震診断・耐震設計・耐震補強におけるこれまでの実施の件数はどのような現状にあるのか、又、実施件数は倒壊の恐れがある家屋との件数の比較・進捗状況に対する認識を伺う。

答 五百蔵危機管理課長

住宅耐震化支援事業の耐震診断は397件、耐震設計は118件、耐震工事は90件の実績で、平成28年度、平成29年度とも過去に比べ増加しているが、耐震性が確保されている住宅は47・73%の状況のため、実施を促す必要がある。

問 津波から命を守るには

家屋から外にいかにして出られるかにかかっている。耐震補強等のスピードを持った取組が強く求められる。

耐震補強の進まない原因は何か、又今後の対策を問う。

答 五百蔵危機管理課長

耐震化には高額な費用がかかる、手続や家の片付けなど労力を要するなどの思いがあると思われる。補助制度や低コスト工法、耐震化の必要性などを戸別訪問などにより説明していく。

問 低コスト工法と呼ばれる工法は補助金でほぼ費用が賄え、自己負担はほとんど不要と言われる工法だ。

この低コスト工法を実施する業者・技術者の育成と普及の対策強化が急がれる。どの様に考えているか伺う。

答 五百蔵危機管理課長

高知県では、低コスト工法を普及するため、耐震設計を行う設計士等への講習会や技術者育成の実務講習会を開催しており、市はその講習会に多くの事業者が参加するように促している。

問 地震・津波対策として市役所の庁舎のあり方は重要である。津波発生後の初動体制の確立と対応で、庁舎が津波浸水区域と区域外に存在するかで、どの様な違いを認識しているか又、東日本地震の教訓をどの様に捉えているのか伺う。

答 五百蔵危機管理課長

初動体制が早く整うか否かは結果を左右するものと考えており、発災後即、人命救助、応援要請等の対応に一人でも多くの職員が参加できる場所であれば体制が整わず、一刻を争うことに影響するのではないかと危惧する。

問 庁舎移転による市民の利便性の確保についてどのような対策を講じる考えなのか考えを伺う。

答 大城財産管理課長

窓口サービスは中心市街地に残す計画である。

2 学校統廃合について

問 地域住民への説明会の参加状況と住民の意見はどうだったか、また今後の対応を伺う。

答 藤田学校教育課長

小学校の移転統合に関する地域説明会をこれまで10ヶ所で行った。96名の参加を得て、賛否両論の様々な意見をいただいている。今後、引き続き説明会を実施し、意見集約に取り組む。

問 学校統廃合は地域づくりに逆行し、人口の減少を加速させる等の意見がある。

これらの意見をどの様に受け止めているか、又、地域と学校の関わりの重要性についての認識を伺う。

答 森田教育長

地域の衰退や人口減少が加速することのないよう、学校・家庭・地域が一体となって、子ども達を育てる体制づくりが必要不可欠であると同時に地震・津波から「子ども達の命を守る」、「充実した教育環境を整える」ことが重要と考える。又、学校は地域交流の場な

ど地域コミュニティの核としての性格があると考ええる。

問 地震・津波における避難所の確保において、学校の高台移転と高台にある学校の存続は必要不可欠と考えるが、認識を伺う。

答 藤田学校教育課長

津波浸水区域外に立地している学校及び公共施設が避難所の機能として必要であると認識している。

問 教育の原点は一人ひとりに向き合って学べる環境づくりと考える。小規模校はそれが可能で、小回りが利き、地域に応じた教育が可能だ。これこそ目指すべき学校運営ではないかと考えるが認識を伺う。

答 森田教育長

学校運営ではメリットもあればデメリットもある。今後は、文科省の学習指導要領の中で「主体的で対話的で深い学び」が求められることから、工夫した授業改善等が問われる。

一般質問

小松 文人
(こころざし自由の会)

1 庁舎移転問題

問 津波浸水区域内の小中学校の移転は先送りできない命を守る事業。対象の学校を同時にしなければならず、本市の財政状況では統廃合するしかない。小中学校の建設計画はあるが、浸水地域にある保育所の計画はない。公債費比率の上昇など難しい部分もあると思うがどうか。

答 野川企画調整課長

財政シミュレーションでは、市債残高は平成33年度で165億円、実質公債費比率は16パーセント台で推移すると試算している。保育所の計画は、概算事業費が算出されておらず、このシミュレーションには、含

まれていない。保育所が加われば、更に状況は厳しくなる。

問 現庁舎について、建築年数、耐震診断を行ったか、結果は。

答 大城財産管理課長

東庁舎は昭和34年建築で建築後58年を経過している。耐震診断は平成26年度に実施し、震度6程度の地震で崩壊する可能性が高いとされている。

問 南海地震について、先日的一般質問で南海地震対策調査特別委員会の委員長がL2クラスは600年後じゃないと来ないと発言したが、そのような文献を見たこともないし、大学の先生等の話も聞いたことがないが、どうか。

答 五百蔵危機管理課長

内閣府中央防災会議の報告によると、確度高く予測することは困難とされている。

問 検討委員会で排水対策

の検討はしたのか。

答 大城財産管理課長

委員会選考は地点を指したものでないのので、排水の検討はしていない。

問 BC地点で建設できない理由として排水対策と用地問題を挙げているが、答申を受けて排水対策はどのような検討をしたのか。

答 横山市長

県では河川の整備計画をたてているところである。国の自動車道整備に伴う排水対策について、相談、要望しているが、できないと回答されている。

問 用地買収をする場合、税金免除になるのか。手続をすれば税金免除になると思うが手続に時間がかかるのか。

答 小松副市長

土地収用法適用なら特別控除があるが、困難である。

問 東日本大震災後、県が総合庁舎の建設地を変更できなかったのはなぜか。

答 大城財産管理課長

現場の進捗状況等から、それらを捨て、新たな土地を求めて別に建てるという選択はできなかったと思われる。

問 緊急防災・減災事業債はいつできて、期限はいつまでか。

答 野川企画調整課長

平成23年度の国の補正予算で創設された。期限は平成32年度までとなっている。

問 庁舎を現在地で建てかえるとした場合、緊防債が利用できる可能性はどうか。

答 小松副市長

浸水しないように造成し、アクセスを確保できれば、可能性はゼロではないと思うが、現実的な話ではない。

問 今後の取り組みについて。2つの候補地のうちどちらが市長は決めているか。

答 横山市長

各地区の説明会で圧倒的に意見が多かった桜ヶ丘町を私の方針として決めた。

問 議会に提案しないと議会は審議できないが、議会への提案は。

答 横山市長

確かに、提案して審議していただくことがスタートだ。早急に提案する。

一般質問

米田 佐代子
(公明党)1 第48回衆議院選挙
の総括

問 期日前投票者と投票率の高くなった原因を伺う。

又、立会人は、ハローワークでの応募にしてはどうかという市民の声があるが。

答 清遠選挙管理委員会事務局長

期日前投票者が多かった要因は、制度が浸透してきたこと、選挙当日の悪天候をさけて投票した方が多かったためと考えている。

投票率が高くなった要因は、期日前投票の制度が定着したこと及び学生への主権者教育の成果が徐々に表れていると考えている。又、投票立会人の公募については、投票所ごとの登録方法

などの課題を検証しながら導入に向けて検討したい。

問 移動期日前投票所を導入してはどうか。10人乗りのワゴン車で期日前投票が出来るようにすれば、山間部の高齢者や、当日の投票所が遠い人達の投票率アップにもなるので、工夫してはどうか伺う。

答 菊池選挙管理委員会委員長

本市でも、山間部の投票所では、有権者の高齢化が顕著で、投票立会人の確保が非常に難しくなっており、投票所の統廃合が避けられない状況となっている。

投票機会の確保策として、移動期日前投票所の導入など、地域住民の皆様と協議していく。

2 健康管理について

問 第3期がん対策推進基本計画について伺う。

答 畠中市民課長

第3期基本計画では、生活習慣や感染症対策、がん

検診などのがん予防や、遺伝情報に基づくがんゲノム医療、手術療法、免疫療法などの研究開発などが医療の充実、また、緩和ケアなど、がんとの共生に取り組んでいくことになる。

問 胃カメラ検査で受診率アップについて伺う。

バリウム検査は、毎年受診だが、胃カメラは、2年に1回で済むし、より鮮明に判る。バリウムは苦手という人も胃カメラ検査にすることにより、受診するのではないか伺う。

答 畠中市民課長

胃カメラの検診を検討しているのは、市内の診療所では、一か所のみとなっており、人数が限られることや検診費用が高額であることから、年齢などを総合的に勘案し、受診しやすい方法を検討していきたい。

問 安芸市健康カレンダー子育てカレンダーについて伺う。内容そのものは、何ら文句の付けようはないが

印刷が裏表というのが、どうも使い勝手が悪い。

平成30年度のカレンダーは、片面印刷で使い勝手の良いカレンダーにしてはどうか伺う。

答 横山市長

両面だと見えにくいため見えやすい方法で進める。

問 高齢者に配慮した公園に健康遊具の設置について伺う。平成16年9月議会に提案して、13年になるが、その取り組みを伺う。

答 畠中市民課長

現在、本町5丁目と宝永町の公園などに、健康器具等を整備している。

問 本市の公園は51施設ある中で、健康遊具が設置の所は、2ヶ所だとの事だが、どのように使用するのか判らない。せめて、その遊具の名前、使用方法、注意事項等の看板設置は出来ないか。又、地区ごとに設置は出来ないか伺う。

答 畠中市民課長

使用方法等の看板設置や

健康遊具の地区ごとの設置については、経費や利用状況等を含めて検討していきたい。



本町5丁目



宝永町児童遊園

3 皆で減らそう食品ロス

「30・10・運動」の啓発。

議案等の議決結果及び各議員の賛否の状況

議案番号	件名	議決結果	長野弘昌	小松進也	藤田伸也	小松進	徳久研二	山下裕	宇田卓志	吉川孝勇	米田佐代子	川島憲彦	山下正浩	安藝久美子	小松文人	尾原進一
平成 29 年第 1 回臨時会（11 月 13 日）																
91	植野団地新築建築主体工事請負契約締結の件	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
92	安芸市立桜ヶ丘教育センター条例を廃止する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
93	安芸市立農業共同作業所条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
平成 29 年第 4 回定例会																
74	平成 28 年度安芸市一般会計歳入歳出決算認定の件	認定	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
75	平成 28 年度安芸市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件	認定	○	○	○	○	○	○	○	-	○	×	○	×	○	○
76	平成 28 年度安芸市元気バス事業特別会計歳入歳出決算認定の件	認定	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
77	平成 28 年度安芸市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定の件	認定	○	○	○	○	○	○	×	-	○	×	○	×	○	○
78	平成 28 年度安芸市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件	認定	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
79	平成 28 年度安芸市鉄道経営助成基金事業特別会計歳入歳出決算認定の件	認定	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
80	平成 28 年度安芸市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件	認定	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
81	平成 28 年度安芸市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定の件	認定	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
82	平成 28 年度安芸市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件	認定	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
83	平成 28 年度安芸市住宅団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定の件	認定	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
84	平成 28 年度安芸市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件	認定	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
85	平成 28 年度安芸市水道事業会計歳入歳出決算認定の件	認定	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
94	人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件	同意														
95	高知市及び安芸市におけるれんけいこうち広域都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
96	安芸市津波避難タワー条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
97	安芸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○

議案番号	件名	議決結果	長野弘昌	小松進也	藤田伸也	小松進	徳久研二	山下裕	宇田卓志	吉川孝勇	米田佐代子	川島憲彦	山下正浩	安藝久美子	小松文人	尾原進一
98	安芸市一般職の職員の給与に関する条例及び安芸市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	×	-	○	○	○	○	○	○
99	安芸市体育館条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	×	○	×	○	○
100	安芸市武道館条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	×	○	×	○	○
101	和解及び損害賠償の額の決定に関する件	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
102	町字区域の変更の件	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
103	平成 29 年度安芸市一般会計補正予算（第 5 号）	可決	○	○	○	○	○	○	×	-	○	○	○	○	○	○
104	平成 29 年度安芸市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
105	平成 29 年度安芸市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
106	平成 29 年度安芸市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
107	平成 29 年度安芸市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
108	平成 29 年度安芸市水道事業会計補正予算（第 2 号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
109	副市長選任について同意を求める件	同意														
110	監査委員選任について同意を求める件	同意														
111	安芸市事務所設置条例の一部を改正する条例	否決	○	○	×	○	○	×	×	×	×	○	×	○	○	○
112	安芸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例	可決	○	×	○	○	○	×	×	-	○	○	×	○	○	○
113	安芸市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	×	○	○	○	×	×	-	○	○	×	○	○	○
114	和解及び損害賠償の額の決定に関する件	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	除
115	平成 29 年度安芸市一般会計補正予算（第 6 号）		議案撤回													
116	子供のための予算を大幅にふやし、国の責任で安心できる保育の実現を求める意見書	可決	○	○	×	○	○	×	×	-	×	○	×	○	○	○
117	2019 年 10 月の消費税率 10%への引き上げ中止を求める意見書	否決	×	×	×	×	×	×	×	-	×	○	×	○	×	×

※ 「○」：賛成、「×」：反対、「欠」：欠席、「退」：退席、「-」：議長につき表決に加わらず、「除」：地方自治法第 117 条の規定による除斥。

※ 人事案件については賛否の公表はいたしません。

※ 議案第 111 号については、特別採決のため、議長も表決に加わります。また、この議案については、出席議員の 3 分の 2 以上の賛成で可決となります。

第4回定例会報告

報告番号	件 名	結 果
9	専決処分の報告について	受 理

議員の本会議・委員会への出席状況（平成29年7月～12月）

		長野 弘昌	小松 進也	藤田 伸也	小松 進	徳久 研二	山下 裕	宇田 卓志	吉川 孝勇	米田 佐代子	川島 憲彦	山下 正浩	安藝 久美子	小松 文人	尾原 進一
平成29年 第3回定例会	9月15日 開会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	9月20日 質疑	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	9月27日 一般質問	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	9月28日 一般質問	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	9月29日 一般質問	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	10月2日 採決・閉会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平成29年 第1回臨時会	11月13日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平成29年 第4回定例会	12月7日 開会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	12月11日 質疑	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	12月18日 一般質問	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	12月19日 一般質問	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	12月20日 一般質問	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	12月21日 採決・閉会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

		徳久 研二	小松 進也	宇田 卓志	吉川 孝勇	川島 憲彦	小松 文人	尾原 進一
総務文教 委員会	9月21日	○	○	○	○	○	○	○
	11月13日 連合審査会	○	○	○	○	○	○	○
	12月4日 連合審査会	○	○	○	○	○	○	○
	12月12日	○	○	○	○	○	○	○

		米田 佐代子	山下 裕	長野 弘昌	藤田 伸也	小松 進	山下 正浩	安藝 久美子
産業厚生 委員会	9月22日	○	○	○	○	○	○	○
	11月13日 連合審査会	○	○	○	○	○	○	○
	12月4日 連合審査会	○	○	○	○	○	○	○
	12月13日	○	○	○	○	○	○	○

		小松 文人	藤田 伸也	長野 弘昌	徳久 研二	米田 佐代子	川島 憲彦	山下 正浩
議会運営 委員会	8月23日	○	○	○	○	○	○	○
	9月12日	○	○	○	○	○	○	○
	9月29日	○	○	○	○	○	○	○
	11月13日	○	○	○	○	○	○	○
	12月4日	○	○	○	○	○	○	○
	12月20日	○	○	○	○	○	○	○

		川島 憲彦	長野 弘昌	山下 裕	米田 佐代子	山下 正浩	尾原 進一
議会広報 特別委員会	7月28日	○	○	○	○	○	○
	8月9日	○	○	×	○	○	○
	10月2日	○	○	○	○	○	○
	11月1日	○	○	○	○	○	○
	11月10日	○	○	○	○	○	○
	12月21日	○	○	○	○	○	○

※「○」：出席、「×」：欠席

		小松 文人	長野 弘昌	藤田 伸也	徳久 研二	米田 佐代子	山下 正浩
阿佐線・国 道整備促進 特別委員会	7月10日 要望活動	○	○	○	○	○	○
	7月11日～12日 要望活動	○	○	○	○	○	×
	12月7日	○	○	○	○	○	○

		宇田 卓志	小松 進也	山下 裕	米田 佐代子	川島 憲彦	尾原 進一
南海地震 対策調査 特別委員会	7月13日	○	○	○	○	○	○
	8月28日	○	○	○	○	○	○
	10月3日	○	○	○	○	○	○
	11月20日～22日 行政視察	○	○	○	○	○	○

		尾原 進一	山下 裕	長野 弘昌	藤田 伸也	小松 進	徳久 研二	宇田 卓志	米田 佐代子	川島 憲彦	山下 正浩	小松 文人
平成28年度 決算審査 特別委員会	9月20日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	11月6日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	11月7日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	11月8日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
	11月9日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○

※「○」：出席、「×」：欠席

◎ 議員の寄附・挨拶状
は公職選挙法で禁止
されています。

※挨拶状（年賀状・暑中見
舞い等）の禁止
（ただし、答礼のための
自筆のものは除く）

※寄附の禁止

※香典や結婚披露宴におけ
る祝儀の禁止

（ただし、本人が出席の
上、通常一般の社交の範
囲内であるときを除く）

※名刺広告の禁止

など、議員活動に対して法
律上制限が加えられていま
す。

市民の皆様のご理解とご
協力をお願いいたします。



会議録の閲覧

会議録の閲覧を希望される方は、市民図書館、女性の家及び各
公民館（安芸・赤野・穴内・黒鳥・井ノ口・栃ノ木・土居・江川・
伊尾木・川北・東川）に備えてありますので、ご利用ください。
また、市ホームページでも閲覧できます。

安芸市議会会議録

検 索



「市議会だより安芸」が

市ホームページでも閲覧できるようになりました。

市ホームページ <http://www.city.aki.kochi.jp> → 安芸市議会

または

安芸市 議会だより で検索してください。

南海地震対策 調査特別委員会 行政視察報告

日時 11月20日～22日
場所 宮城県気仙沼市

亘理町

視察参加者

宇田卓志 小松進也
山下 裕 米田佐代子
川島憲彦 尾原進一
吉川孝勇

視察事項

東日本大震災における
災害状況と復旧・復興に
向けた取り組み状況につ
いて

11月20日

安芸市を出発、仙台空港
を経て、東北新幹線、大船
渡線で気仙沼市に到着。

安芸市出身の福島県浪江
町まちづくり整備課・山中
雅仁氏、気仙沼環境管理会
社・上野忠志氏に発災時の
状況、現地復興に携わった
生の苦労話を聴き、被害の
甚大さと自然災害の恐ろし

さ、復旧・復興の難しさを
改めて身にしみて感じた。

11月21日

気仙沼市において、東日
本大震災発災時の被害状況
とその復興計画について、
研修を行った。

2011年3月11日、市
議会3月定例会の最中に三
陸沖で発生したマグニ
チュード9クラスの地震は、
4ヶ所で連動し、大津波を
引き起こした。

気仙沼市被災状況

(平成29年11月1日現在)
死者 1042人
行方不明者 215人
震災関連死 108人

気仙沼市役所は、昭和35
年に建設された、古い建物
だが(安芸市役所は昭和34
年に建設)、震度5～6程
度の「ゆれ」にも、また高
台のため、津波被害もなく
健在であった。

復旧・復興の基準につい
ては、国の基準や予算の関
係で、防潮堤などのハード

面では、L1津波(1000
年単位で発生する頻度の高
い津波)を想定して復旧せ
ざるを得なく、反面ソフト
面ではL2津波(10000
年単位で発生する巨大津
波)を想定して避難訓練や
防災教育を行っているとの
ことであった。

震災前において、地震が
発生する確率は、10年間で
70%、30年間で99%と予測
されていたが、連動してこ
れほどの巨大津波が発生す
るとは全く予測されていな
かった。自然災害に対する
「想定外の想定」の必要性
を東日本大震災により思い
知らされた。

11月22日

亘理町では、東日本大震
災の被災状況とその復旧・
復興計画について、研修を
行った。

亘理町被災状況

(平成27年11月30日現在)
死者 275人
行方不明者 13人
震災関連死 18人

亘理町役場の業務は、仮
設の平屋仮庁舎で行われて
おり、災害復旧の用途が
立った後、来年度に新庁舎
に引っ越すとのことであっ
た。

災害で打撃を受けた地元
の重要産業である農業、「い
ちごハウス栽培」の復旧・
復興については、農家の半
数が離農していたが、「亘
理いちご団地造成事業」と
して、国からの交付金75%、
町の補助金25%で大規模園
芸施設が整備されており、
今後の町の産業発展の中核
となることが期待されてい
る。

大震災の猛威や体験を教
訓としての防災対策では、
自然災害を完全に防御する
ことは難しく、被害を最小
化する「減災」の考え方に
基づき、復旧・復興に取り
組むとしている。

10メートルの津波が越え
てきた海岸堤防は7・2
メートルで建設され、浸水
被害のあった荒浜中学校は、
同じ場所に1階部分を支柱
だけにして教室と体育館を

2階以上に配置した高床式
(ピロティー方式)の校舎
として再建されていた。

海を中心に、漁業や水産
業を中心に、産業の発展と
町の経済復興を図る気仙沼
市もさることながら、安芸
市と同様にハウス園芸が盛
んな亘理町が身近に感じら
れ、防災対策、減災対策、
防災教育、災害からの復旧・
復興計画などが大変参考に
なった。

海岸沿いに広大な平野部
が広がる亘理町が、海拔の
低い地域でハウス園芸を中
核にして、農業を重要産業
と位置づけて復旧・復興を
目指している姿が、近い将
来、発生するとされている
南海トラフ地震後の安芸市
に重なって見えた。自分た
ちが当たり前のように享受
している「安全で、安心し
て暮らせる平穏な日々」、
そのありがたさが身にしみ
てわかる「行政視察研修」
であった。

委員長 宇田卓志

議 会 を
傍 聴
しませんか

3月定例会

会期日程(予定)

5日 開 会

8日 質 疑

9日 総務文教委員会

12日 産業厚生委員会

14日 一般質問

15日 一般質問

16日 一般質問

19日 採 決

閉 会

議会の傍聴はどなたでも
できます。

「市議会からのお知らせ」
(会期日程及び一般質問の
通告内容)を各公民館に配
付していますのでご覧くだ
さい。

次の定例会は3月です。

(問い合わせ)

議会事務局

TEL 三五・一〇一九

FAX 三五・一〇二七

【編集後記】

新しい年の幕開けと共に今年は安芸市議会にとって
改選の年を迎えました。執行部から出される議案への
態度や一般質問での議論の内容も様々な立場から発せ
られています。

その議会の状況を一人でも多くの市民の皆様に伝え
られるようにこの議会だよりを発行しているところで
す。また、より多くの方々にこの議会だよりを見てい
ただけのように、紙面の改善に努めていますがまだ道
半ばのところです。平成29年12月議会から一般質問
のみではありますが、ネット中継により議会の模様の
発信を始めました。今後は市庁舎建設や学校統廃合の
問題をはじめ安芸市の課題は山積しています。議会の
果たす役割と責任は益々大きいと実感しています。

今後とも市民の皆様を読まれる紙面づくりに心掛け、
議会だよりの発行を通してからも、開かれた議会にな
れれば願っているところです。

議会広報特別委員長 川島 憲彦

議会日誌

11月

1日 議会広報特別委員会

1日 高知県戦没者追悼式

(高知市)

2日 広島市との災害時相互応

援協定締結式

(広島県広島市)

6日

平成28年度決算審査特別

委員会

12月

1日

安芸市ファミリー・サポ

ート・センター開所式

10日 議会広報特別委員会

10日 安芸市戦没者追悼式

12日 安芸市消防本部50周年記

念式典

13日 第1回臨時会

13日 総務文教委員会・産業厚

生委員会連合審査会

20日 南海地震対策調査特別委

22日 員会行政視察

(宮城県気仙沼市・亘理町)

1月

31日

議会広報特別委員会

4日

総務文教委員会・産業厚

生委員会連合審査会

4日 議会運営委員会

21日 議会広報特別委員会

25日 安芸広域市町村圏特別養

護老人ホーム組合議会定

25日 例会(奈半利町)

安芸広域市町村圏事務組

合議会定例会

一般質問のライブ中継を始めました。

安芸市議会ではユーチューブ(YouTube)を利用して
インターネットでの一般質問のライブ中継を始めました。

詳しくは市ホームページをご覧ください。

安芸市議会ライブ中継

検 索

議会、議会だよりについてのお問い合わせは議会事務局へ
TEL 35-1019(直通) FAX 35-1027